

## 水戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について（案）

### 1 改正理由

国が定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号。以下「基準省令」という。）の一部改正は、令和5年4月1日の施行に向けて準備が進められております。

このため本市においては、関係する条例について、所要の改正が必要となります。

### 2 主な改正内容

基準省令に従い定めるべきもの及び基準省令を参酌すべきものについて、当該省令のとおり規定します。

なお、基準省令の改正内容は、今後、変更となる可能性があることから、本市が定める規定についても変更となる場合があります。

#### (1) 基準省令に従い改正するもの

項目	改正の内容
安全計画の策定等	家庭的保育事業者等は、乳幼児の安全確保を図るため、事業所設備の安全点検、事業所での日常生活や事業所外活動等における安全に関する指導や職員研修等を計画的に実施するための安全計画を策定し、必要な措置を講じなければならないこととする。
設備及び人員の共用	家庭的保育事業所が他の社会福祉施設に併設されている場合において、保育に支障がない場合は、設備及び人員について共用可能とする。
自動車を運行する場合の所在の確認	ア 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外活動等のために自動車を運行する場合、乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼等の方法により乳幼児の所在を確認しなければならないこととする。 イ 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合は、当該自動車にブザーその他の車内の乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて、降車時の利用乳幼児の所在を確認しなければならないこととする。（1年間の経過措置期間を設ける。）

#### (2) 基準省令を参酌して、基準のとおり改正するもの

項目	改正の内容
衛生管理等	家庭的保育事業者等は、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならないこととする。

### 3 施行期日

令和5年4月1日